第四号の二様式　（平20内府令47・全改、令元内府令２・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最高財務責任者の役職氏名】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

１【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(6)

２【特記事項】(7)

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a　記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

b　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

(2)　会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3)　削除

(4)　最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

(5)　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(6)　有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項

a　確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、有価証券報告書の訂正報告書を確認した場合には、その旨を明記すること。

b　代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている

場合に限る。）が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。

c　確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。

⑺　特記事項

確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。

⑻　読替え

a　提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。

b　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。